

水島製油所におけるボイラー定期事業者検査時期変更承認申請の手続き漏れについて

記者各位

この度、新日本石油精製株式会社水島製油所(所長:鳴瀧 宣夫)の発電用ボイラーにおいて、電気事業法に定める定期事業者検査時期変更承認申請の手続き漏れが判明いたしました。これを受け、当所は昨年12月25日に所轄官庁である中国四国産業保安監督部に報告いたしました。今後、所轄官庁のご指導の下、法令に基づく適切な対処を進めてまいります。

当所としては、本件を厳粛に受け止め、製油所における安全管理の重要性を改めて認識・確認いたしまして、今後このようなことがないように再発防止に努めてまいります。関係各位には、ご心配、ご迷惑をお掛けいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 定期事業者検査時期変更承認申請の手続き漏れの内容

(1)当該装置 水島製油所11号ボイラー(自家発電用)

(2)具体的内容 電気事業法に定められている定期事業者検査を2009年10月24日までに実施する必要がありましたが、定期事業者検査時期変更の承認を受けずに運転を継続していたことが判明

2. 経緯・理由

(1)当該ボイラーについては、2009年10月24日が定期事業者検査期限となっており、事前に法に基づく時期変更承認の申請を行う予定でありましたが、この手続を失念しておりました。注)

(2)当所は2009年12月25日に、所内の確認にて当該ボイラーの定期事業者検査期限切れおよび時期変更承認の申請漏れを認識し、同日所轄官庁に報告、その指導に基づき、当該ボイラーを停止することいたしました。

2010年1月6日に所轄官庁に再発防止対策を報告するとともに、1月7日に定期事業者検査時期変更承認の申請を行いました。

(3)今後、当該ボイラーを含む電気事業法の電気工作物の安全の確保に関し、所轄官庁による立入検査を受検する予定となっております。

注)電気事業法のボイラーは2年に一度、定期事業者検査を行う必要がありますが、検査時期変更申請を提出し、保安管理体制の現地調査(経済産業省の審査基準に適合しているかどうかを確認するもの)を受け、承認を得ることで、更に2年の連続運転が可能となります。その検査時期変更の申請手続きを失念したものであります。

本件に関するお問い合わせ先

新日本石油株式会社 広報部 広報グループ:03-3502-1124

新日本石油精製株式会社 水島製油所 総務グループ:086-448-3311

以上